

その12

SC がゆく!

にじプロ通信!

(S=生活支援)

C=コーディネーター)

にじプロとは「にじいろプロジェクト」の略称です。
盛南地区で、子どもから高齢者まで「だれにでも優しい地域」
を目指して活動を続けています。

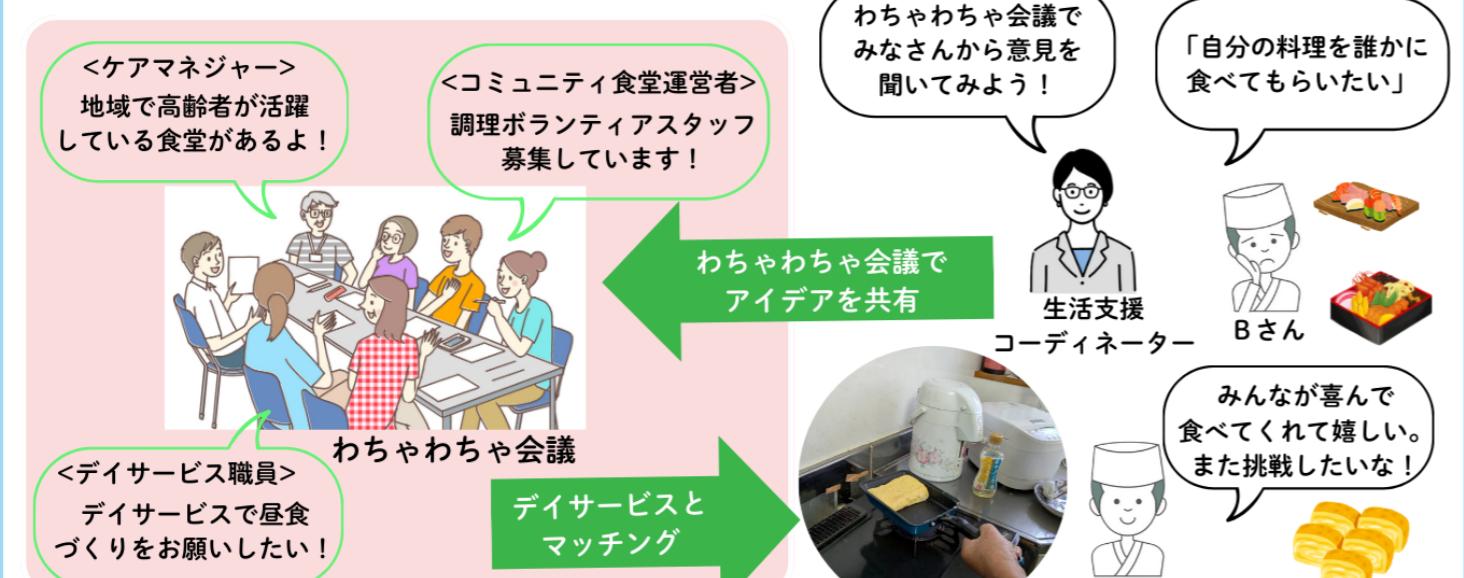
口バ隊長がつなぐやさしさのバトン

仙北小学校・太田東小学校にて認知症サポーター養成講座を実施しました。すでに認知症サポーターとなった地域の皆さんにご協力いただき、寸劇を交えた講座を行いました。子どもたちには日常ではなかなか得られないリアルさや臨場感を感じもらえたように思います。また、講座終了後にはこれまで地域の皆さんにご協力いただき制作した「口バ隊長マスコット」を、子どもたちへプレゼントしました。小さな口バ隊長が、やさしさの象徴として、地域の未来をつなぐ存在になってくれることを願っています。



「また誰かに食べてもらいたい」～元板前・Bさんの願いが形に～

当センターでは、「困ったとき」の相談だけでなく、「自分の経験や得意なことを活かしたい」というご相談にも対応しています。今回ご紹介するのは、かつて板前として活躍されていたBさんのお話です。Bさんは長年料理の世界で腕を磨き、多くの人に美味しい食事を届けてきました。今は現役を離れて、「自分の料理を誰かに食べてもらいたい」という強い思いを持っています。その思いを形にするため地域ケア会議（通称「わちゃわちゃ会議」）を開催し、Bさんの経験をどう活かすかについて様々なアイデアを出し合いました。



● わちゃわちゃ会議
地域住民や介護・医療の専門職
が集まり、“安心して暮らせるま
ちづくり”をテーマに、にぎやか
に意見を出し合う場です。

生活支援
コーディネーター

Bさんの思いがデイサービスの活動につながり、昼食づくりに挑戦することができました。Bさんの「できること」が活かされ、利用者の皆さんに温かい食事と笑顔を届けることができました。今後も、地域で活躍できる場づくりを、生活支援コーディネーターとして積極的に支援してまいります。

これからを自分らしく、安心して暮らしていくために知っておきたい



成年後見制度



成年後見制度ってどんな制度？

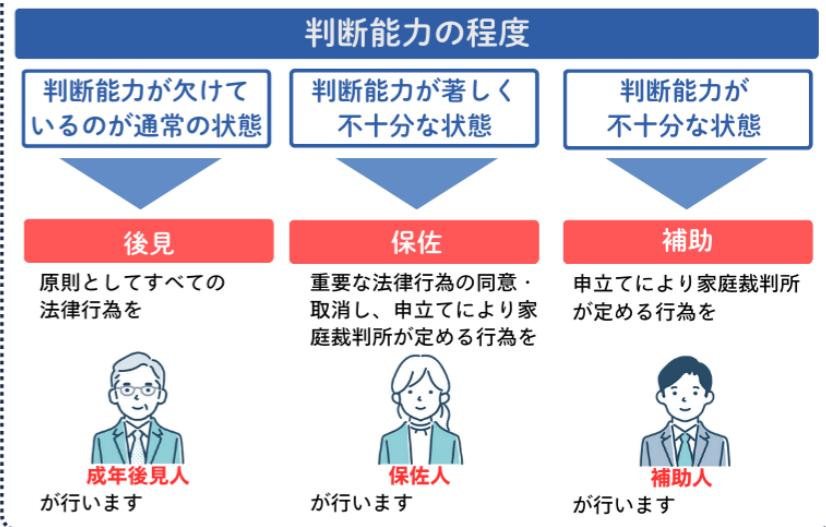
私たちは、「何を食べるか」「何を着るか」といった日常のことから、「将来どこで暮らすか」「どんな生活を送りたいか」など生き方に関するここまで、日々多くの選択をしながら生活しています。

そしてその選択には、「契約」という「法律行為」が関連しています。

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になると、預貯金や不動産などの財産管理や、介護サービスや施設入所などの契約自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても十分に判断できずに手続きをしてしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

このような方々の「権利」を法的に守る制度が成年後見制度です。

一般的な「法定後見制度」は、家庭裁判所によって成年後見人などが選ばれる制度で、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。



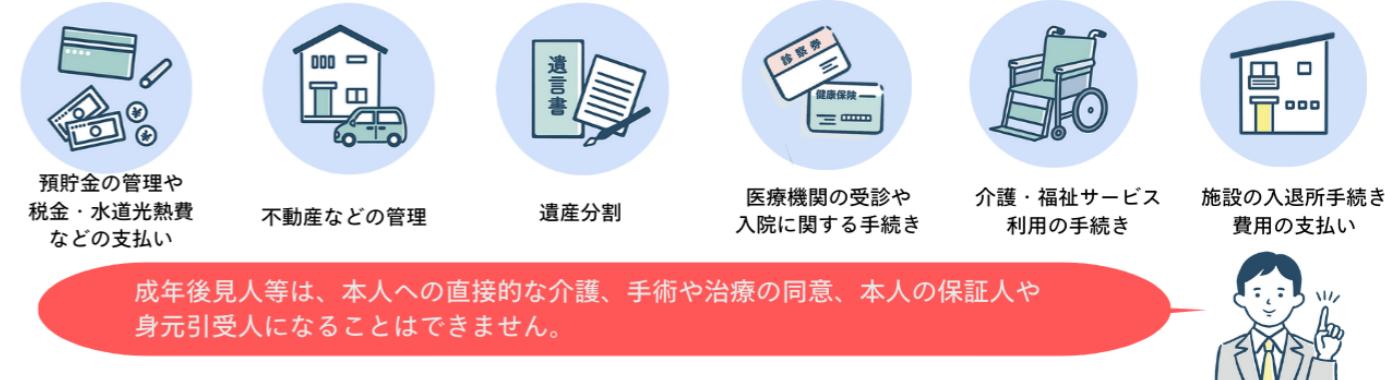
成年後見制度（法定後見）を利用するまでの流れについて教えてください



* 後見人等の活動は、本人の死亡または能力が回復したときまで継続します。なお、後見人等に対しては、報酬が発生する場合があります。

成年後見人等ができること、できないことってありますか？

成年後見人等ができる事例として…



成年後見人等は、本人への直接的な介護、手術や治療の同意、本人の保証人や身元引受人になることはできません。

成年後見制度に関する主な相談先（盛岡市）

○成年後見制度について知りたい、利用したい

- ・盛岡広域成年後見センター 019-626-6112（岩手教育会館2階）
- ・盛岡市長寿社会課 019-601-2063（盛岡市役所本館5階）

その他、お住まいの担当地域包括支援センターでも対応しています。

○成年後見制度を利用するための申立て手続きや必要書類、費用などについて知りたい

- ・盛岡家庭裁判所 019-622-3457（後見係直通）

